

期 日	科			目
	午	前	午	
二月二日	午			◇ 告示
二月二日	午前	午前	十二時から	豚の人工授精講習会の実施
二月二日	午前	午前	十二時まで	牛及び馬の炭そ予防注射及び肝てつ検査駆除の実施
二月二日	午前	午前	十二時から	道路の供用開始
二月二日	午前	午前	十二時まで	解除予定保安林
二月二日	午前	午前	十二時から	市町村職員共済組合会の開催
三日	午前	午前	午前	◇ 公告
三日	午前	午前	午前	◇ 雜報
繁殖生理	午前	午前	午前	
繁殖生理	午前	午前	午前	
繁殖器解剖	午前	午前	午前	
繁殖器解剖	午後	午後	午後	
六三時半までから	六三時半までから	六三時半までから	六三時半までから	
六三時半までから	六三時半までから	六三時半までから	六三時半までから	
"	"	"	"	

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三回郵便物認可

## 告示

### 鳥取県告示第十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十

六条第二項第二号に規定する豚の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和三十五年一月十六日

鳥取県知事 石破二朗

米子市東福原

山陰酪農講習所

3 昭和35年1月16日 土曜日 鳥取県公報 第3088号

昭和35年1月16日 土曜日 鳥取県公報 第3088号 2

二 実施の区域 別表のとおり		
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
炭そ、予防注射	牛、馬。ただし、生後四十日及び分 べん前後一月以内のものを除く。	
肝て、つ検査及び駆除	牛。ただし、生後三月以内分 べん前後一月以内のものを除く。	
四 実施の期日 別表のとおり		
五 検査及び注射駆除の方法		
炭そ、予防注射	炭そ、第二予防液皮内注射法	
肝て、つ検査	皮内注射反応法、虫卵検査法	
肝て、つ駆除	ヘキサクロロエタン製剤投与	
別表		
一 炭そ、予防注射及び肝て、つ検査駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
一月十三日	氣高郡氣高町瑞穂地区	坂本、日光家畜檢 診所
" 十六日 "	鹿野町鹿野 "	上光、富吉 "
" 十四日 "	宝木 "	
"		

## 鳥取県告示第十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 朗

二 肝て、つ検査駆除	実施期日	実施区域	実施場所
一月 三日	米子市巖、春日地区	巖、春日家畜検診所	
" 十四日	西伯郡会見町賀野 "	賀野 "	
" 十六日	米子市五千石 "	五千石、賀野 "	
" 十八日	米子市勝田、加茂 "	勝田、加茂 "	
" 二十日	福生、福米 "	福生、福米 "	
" 二十一日	西伯郡伯仙町大高 "	大高 "	
" 二十二日 "	県 "	県 "	

四 日 生殖器解剖	午前 午後	八時から十時半まで	精虫生理 午後	一時から六時まで
五 日 家畜改良と登録	午前 午後	八時から十時半まで	種付の理論 午後	一時から六時まで
六 日 胎生遺伝概論	午前 午後	八時から十時半まで	人工授精 午後	一時から六時まで
七 日 人工授精	午前 午後	八時から十時半まで	人工授精実習	午後
八 日 人工授精実習	午前 午後	八時から十時半まで	精液精虫検査法	午後
九 日 発情鑑定実習	午前 午後	八時から十時半まで	人工授精実習	午後
十 日 修業試験	午前 午後	八時から十時半まで	人工授精実習	午後
"	"	"	"	"

## 鳥取県告示第十一号

次のように炭そ、予防注射並びに肝て、つ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に

対して注射、検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 炭そ、及び肝て、つ、予防のため

二 朗

区		間		区		間		区		間		区		間	
区	分	敷地の幅員	延	区	分	敷地の幅員	延	区	分	敷地の幅員	延	区	分	敷地の幅員	延
鳥取市松上字塙ノ内一七五番一地先から		変更前 四、五、五、五	メートル	鳥取県岩美郡岩美町大字河崎字穴クゴ一四五番一地先から	変更前 五、六	メートル	一四一	鳥取市菖蒲字高畑一二四番一地先から	変更後 七、五、八	メートル	三三、六	道路の区域	区	敷地の幅員	延
道路の区域		変更後 八、九	メートル	字上屋敷二〇〇番二地先まで	変更前 九、七	メートル	一四一	字前河原三五九番一地先まで	変更前 七、五、八	メートル	三三、六	道路の区域	区	敷地の幅員	延
路線名 安蔵 德尾		路線名 安蔵 德尾	道路の区域	路線名 安蔵 德尾	道路の区域	路線名 安蔵 德尾	道路の区域	路線名 安蔵 德尾	道路の区域	路線名 安蔵 德尾	道路の区域	路線名 安蔵 德尾	道路の区域	路線名 安蔵 德尾	道路の区域
番地先まで		番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで	番地先まで
一六九番次一地先まで		一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで	一六九番次一地先まで

鳥取市伏野字石山ヶ鼻（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

（国有林）

指定の目的 飛砂防備林  
解除の理由 道路敷地  
申請者 認定

「次の図」は省略しその図面を鳥取県経済部林務課に備え、昭和三十五年一月十六日から昭和三十五年二月十五日まで、一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第十三号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から一月間一般の縦覧に供する。  
昭和三十五年一月十六日

島取県知事 石 破 二 朗

道路の種類 県道

路線名 長谷 鳥取

区	分	敷地の幅員	延	長	備	考
鳥取市菖蒲字高畑一二四番一地先から	六、七、五	メートル	三三、六	メートル		
字前河原三五九番一地先まで	七、五、八	メートル	三三、六	メートル		

路線名 赤崎 溝口  
道路の区域

区	間	区分	敷地の幅員	延長	備考
種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	変更前	変更後
県道	長谷 鳥取	鳥取市菖蒲字高畑一四四番一地先から 字前河原三五九番一地先まで	昭和三十五年一月十六日	四メートル 二七七	六二三、五 二六〇付替
"	下木原岩美停車場	鳥取県岩美郡岩美町大字河崎字穴ヶゴ一四五番一地先から 字上屋敷二〇〇番二地先まで	"	"	"
"	"	"	"	"	"

## 鳥取県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

昭和三十五年一月十六日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取 鹿野 倉吉	" 気高郡鹿野町大字鹿野字紺屋町六〇〇番地先から 字上町南裏一、〇二三番地先まで	"
安藏 德尾	" 鳥取市松上字垣ノ内一七五番一地先から 一六九番次一地先まで	"
赤崎 溝口	" 鳥取県西伯郡大山町大山寺字南光河原一一六番地先から 一一七番地先まで	"
寺谷 敏光	八 竹内 勝男	
宮崎 寿子	一〇三六 小坂 道弘	
横地 繁	(以上七名)	

昭和三十四年鳥取県職員採用試験の合格者を次のように  
に公告する。

昭和三十五年一月十六日

三〇 寺谷 敏光

八 竹内 勝男

一〇 宮崎 寿子

一〇三六 小坂 道弘

一〇二〇 横地 繁

(以上七名)

受験番号 氏名

受験番号 氏名

四 菅 常好

一四 福田 浩久

一 真壁 正直

一〇 中川 勇

一〇一五 本庄 達夫

八 楠城 嘉清

上級試験 行政職

三四 中西 賢治

受験番号 氏名

三二 佐々木欣三

(以上七名)

00952

00951

建築職

受験番号 氏名 (以上一名)

一 尾坂 功

三〇 小林 琢馬  
二一 森 黙  
(以上二三名) 桑原 晚

農業職

受験番号 氏名

一〇 福田 博年

受験番号 氏名  
二五 高橋 徹

一三 恒岡喜代秀

受験番号 氏名  
三四 南条 教光

三五 三好 武満

受験番号 氏名  
三三 伊藤美都夫

三三 伊藤美都夫

受験番号 氏名  
一〇 木島 俊介  
二 杉田 正見  
八 米谷 忍  
五 大槻 吉一  
四 戸谷 良男

受験番号 氏名  
二一 成川 卓己  
六 林 博  
一 松尾 佳彦  
(以上八名)

林業職

受験番号 氏名

五 田中 宣之

受験番号 氏名  
二〇 竹下 修

三三 安木 哲

受験番号 氏名  
一九 安井 稔

三七 服部 宏明

受験番号 氏名  
九 盛田 可男

二四 本田誠之助

受験番号 氏名  
一二 谷口 信吉

三三 山根 尚

受験番号 氏名  
一七 前田 峰博

受験番号 氏名  
一〇〇四 寺岡 浩三  
三 加藤 明  
蚕糸職  
一〇〇二 船原 幹夫  
(以上二名)

受験番号 氏名  
一小川 能永  
四 俵 正夫  
五 植田 健二  
(以上五名)

農業土木職

受験番号 氏名

一 森本喜八郎

受験番号 氏名  
四 山田 昌雄

五 大石 静雄

受験番号 氏名  
二 村上 正

三 北浦 武彦

受験番号 氏名  
(以上五名)

受験番号 氏名  
一〇五六 都田 修  
一一五六 加藤 淳士  
一一八〇 江原 笑子  
一二三三 木下 美江  
一四六 木村 幸且  
四八二 森口 倫夫

受験番号 氏名  
一二三 谷口 昭惠  
二四五 上田 徹  
三三六 海浪 由江  
一〇一三 金田 邦子  
一一〇五 佃 武  
(以上二二名)

農芸化学職

受験番号 氏名

一大呂 和子

受験番号 氏名  
五 大西 将  
(以上三名)

四 加納 寛充

初級試験

一般事務職

受験番号 氏名

三一五 田中 久子

受験番号 氏名  
三三五 本郷 和子  
(以上三名)

四三八 岡部 良忠

受験番号 氏名  
三六六 井田 美佐子  
(以上二名)

一七七 前土居 一泰

受験番号 氏名  
三四九 景井 美智子  
(以上二名)

受験番号 氏名  
一〇〇四 宮内 紀一  
一〇〇二 音田 治一  
一三五 宮田 知幸

受験番号 氏名  
二一三 谷口 進  
(以上五名)

電気職

受験番号 氏名

一七 岡垣 正行

受験番号 氏名  
二一 蝶田 進  
(以上二名)

一〇六六 宅野 允国

一六六 浜田 公恵

昭和35年1月16日 土曜日 鳥取県公報

鳥取県市町村職員共済組合昭和三十五年第1回組合会  
を次のとおり開催する。

昭和三十五年一月十六日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一 開催日時 一月二十日 十時三十分

二 開催場所 東伯郡三朝町 溪景閣

三 附議事項

議案第一号 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する規約の制定について

議案第二号 昭和三十五年度事業計画の基本方針について

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印行 鳥取県鳥取市東町  
刷馬 小鳥取市東町  
印 刷 县 取 印 刷 所